

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 役員等の報酬に関する規則

平成 29 年 6 月 13 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任委員会委員及び苦情・相談第三者委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第 2 条 理事長及び常務理事（以下「理事長等」という。）には、報酬等を支給する。
2 理事長等以外の役員等は、無報酬とする。

(報酬等の額及び算定方法)

第 3 条 理事長等の報酬等の区分、算定方法等は、別表のとおりとする。

(支給方法)

第 4 条 報酬等の支給時期は、准職員（臨時的任用職員就業規則第 2 条に規定する職員をいう。以下同じ。）の賃金の支給時期に準じる。
2 報酬等の支給は、金融機関への振り込みにより行う。
3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 5 条 新たに理事長等に就任した者には、その日から報酬等を支給する。
2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬等を支給する。
3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬等の額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日（国民の祝日が土曜日である場合を除く。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4 前 2 項の規定にかかわらず、理事長等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬等を支給する。
5 報酬等の計算に当たって、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第 6 条 法人は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する報酬等の支給の基準として、この規則を公表する。

(改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(委任)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行し、常務理事に係る規定は平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項に規定する平成29年4月1日から適用する場合において、施行期日前までに支給した常務理事の報酬額は、この規則の報酬額の内払いとみなす。

(廃止規程)

3 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程（平成24年4月1日施行）は廃止する。

別表

		理事長	常務理事
勤務形態	—	非常勤	常 勤
報酬等区分	報酬月額	120,000 円	250,000 円
	通勤手当	無支給	支給
	処遇改善手当	無支給	支給
	賞与	支給	支給
	特別奨励金	支給	支給
算定方法	報酬月額	職員の平均時間単価(1,400円程度)の倍額(2,800円)に、1日4時間、月11日勤務を基準に月額を算定	職員の平均時間単価(1,400円程度)に、1日8時間、月22日勤務を基準に月額を算定
	通勤手当	—	准職員に準じる。
	処遇改善手当	—	准職員に準じる。
	賞与	准職員に準じる。	准職員に準じる。
	特別奨励金	准職員に準じる。	准職員に準じる。

※職員とは、職員就業規則第2条に規定する職員をいう。